

組合の光輝

千早、武舟村の小作組合に就いては、前報でしばしば報道して来た様に、小作組合は結束を益々固め、地主に対する戦術も巧妙に、小地主に向つての返還は効果が少ないからといふので、先づ最大地主、山川晋次郎に對し、返還をやつつけた。處が奴等もさる者、五月六日の日附で、大地主山川は自作すると脅我復を張り、他の地主も、小作組合の態度が不穏だと言ひ、他地主の耕地全部も返還して呉れと、虚勢を張つたものだ。

小作組合は直ちに二つ返事で全部の返還を承諾し、同時に二三人の地主に、とり不致喫を返しを實行し、特に鋭い區長代理などしてゐる、わかちやの一人に對しては、大の様な、緊交状をたゞきつけ、同盟絶交を決定した。

「小作料の新減問題に關し、貴下の御意志は、小作人に對し、被控五ヶ年を越せられは、誠におぼ

「此の騒ぎに面喰つたのは、楢玉に擧げられた一二の者ばかりではない、全地主階級に關する。親父は勿論、女、子供、贈玉をもつぶす程で保護願を出すの、署長が出張るの、仲裁人にするのと、すつかり、あれ程の強懸張の地主共、もへこたれぬいて甲を脱いだ降伏条件としては、田入付一反四依以上のもの二割五分、三依半以上のもの二割、三依以上一割五分、三依以下は七分五厘の割合、畑は二割乃至四割で、殆ど決定通りの結果を以て戈を納めた。

五月二十三日同村長榮寺に於ける農民懇親會の如きは、予議前に較べ、地主と小作人は全く主従関係の有様で地主の影の薄いのに反し、小作組合の威力は前途を照らして輝いてゐた。

「小作料の新減問題に關し、貴下の御意志は、小作人に對し、被控五ヶ年を越せられは、誠におぼ

御料地の小作人運動

御料地の小作人は、二重の地主を持つて居る。二重の地主といふと少し不思議のやうだが、事實だから仕方がない。即ち一つは、宮内省といふ大地主で、もう一つは、宮内省と御料地小作人の間に立つてボロイ儲けをして居る中間地主別名借地権利者だ。宮内省の借地規程では、そうした、中間地主の存在をゆるさないのだ。それが、事實はそれと正反対だ。この事實は、幾百幾千の法律でいかに立派なことを規程したつて、

「北海道旭川市、神樂村の小作人諸君が「實際耕作するもの丈に、貸付け若しくは拂ひ下げをする」といふ宮内省の規程を實行させる爲に團結して中間地主排斥運動を起してから既に足掛け三年になるが事實はなか／＼進捗しない。勿論我等の運動は、一朝一夕に解決するものではないが、宮内省の役人共が、小作人代表に話した時は、いつでも直ちに解決するよな口振だ。彼等は常に、宮内省規程を實行すると断言する。だが事實はそれと正反対だ。それは千葉多古在の御料牧場でも其の他これまでの御料地小作人運動の跡を見ても、ハツキリと解る。彼宮内省は、決して實行したことがない。

「小作料の新減問題に關し、貴下の御意志は、小作人に對し、被控五ヶ年を越せられは、誠におぼ

小作人の歌

土地、自由、これぞ唯一のモットーぞ、農民運動の唯一のモットーぞ。農に當て、土地よ、

團結の偉力を信ぜよ、他種は他種で進行、専れ、情書者。貴國の領を切れよ、壓制の鞭に抗せよ。

故に御料地小作人諸君は、空文たる宮内省規程を、クタクタにとつて運動して居たのでは駄目だ。根本的解決はやつぱり「土地は萬人のものだ」といふ、旗印して運動する事だ。